

# みやぎ母乳育児をすすめる会

ニュース No.64



**2025. 1**

# 目 次

## 巻 頭 言

みやぎ母乳育児をすすめる会 副理事長 中村 理恵 …… 1

## ■ 母乳フォーラム in みやぎ2024 まとめ

仙台市立病院 山本 優子 …… 2

## ■ 母乳育児シンポジウム発表演題 …… 7

### ・ 産後ケア利用者増加に向けた現状調査

坂総合病院 成田 葉月 …… 8

### ・ 早期母子接触中の分娩室温度調査下における児の体温

坂総合病院 高橋ななみ …… 10

### ・ 予定帝王切開の早期母子接触における児の体温調査

坂総合病院 似内 志帆 …… 12

## ■ 母乳育児奮闘記

### この時代の母乳育児支援者の在り方について 2024年の母乳率調査の結果から考える

みやぎ母乳育児をすすめる会 監事 堺 武男 …… 14

## ■ 特定非営利活動法人

みやぎ母乳育児をすすめる会・定款 …… 16

## 巻 頭 言

みやぎ母乳育児をすすめる会 副理事長 中村 理恵

今年はどうな年になりそうですか？

育児を取り巻く環境は、年々厳しくなっていると言われてます。

小児科医として働いておりますが、少子化の波をひしひしと感ずます。こどもの数が少ないなら、たくさんの方が余裕で関わることも出来るはずなのに、なぜか育児が大変そうな親御さんが増えてます。身近に相談出来る人がいないという嘆き、逆にお手伝いしたいけど、このご時世、気軽に声をかけられないという戸惑いが、SNSにも流れてきます。

ひとつの雑誌が、今年の春で休刊になります。「母の友」という月刊誌です。1953年創刊の、長い歴史があります。広告もとらず、子育て中のみんなを、元気づけてくれました。その出版元である福音館書店といえば、「ぐりとぐら」「ねないこだれだ」「はじめてのおつかい」などの絵本、「魔女の宅急便」などの児童書、ご存知ですね。佐々木正美先生の、「子どもへのまなざし」も。お読みになりましたか？ あかちゃんから、成長していく子ども達を、どのように見守れば良いか、暖かいやさしい言葉で書かれています。こどもは、いくら甘えさせてもよい。自分を愛し大切にしてくれる大人の存在が、安全基地となり、こどもを自立した人間に成長させるのだと。その第一歩が、胸に抱いて、育てる、母乳育児ではないでしょうか。それに寄り添える私たちはなんと幸福な立場。こんなご時世ですが、幸せを噛みしめて参りましょう。

全てのこどもたちが、安心して暮らせる平和な世の中になりますように。

良い年をお迎えください。

## 母乳フォーラム in みやぎ2024 まとめ

仙台市立病院 山本 優子

今年の母乳フォーラムは「母乳育児をめぐる最近の問題点をさぐる」をテーマに4人の演者から、それぞれの立場で「みえている」現状や問題点が発表されました。母乳育児支援に関する妊娠中から産科入院中、産後ケアまでの一連のつながりが感じられ、非常に興味深く、学びが多かったフォーラムでした。

堺武男先生からの宮城県内の母乳率調査の発表で、先生は、お母さんたちは妊娠中に母乳育児に関する方針を決めていると仰っていました。私自身、産後のお母さんと接していると、自分の決めたビジョンに向かっていると感じることも多く、やはりと腑に落ちました。今後は妊娠中の支援を見直し、手厚く進めることが重要だと改めて感じました。

妊娠中の支援を考えるにあたり、坂総合病院の若澤優子さんからの現状と問題点の発表がとても共感できました。発表の中で、妊娠中に母乳育児を希望される方が減少してきたとあり、当院も同じ状況で、堺先生の発表でもありましたが、妊娠中からお母さんたちの意思是決まっているという印象を受けました。実際のバースプランをご紹介いただき、「混合（栄養）にしたい」「母乳を強要しないでほしい」「無理はしたくない」という内容に若澤さんが、「正直、胸がぐっと重くなる」と感想を述べられて、私も同じ気持ちでした。母乳育児は辛いものという印象をどう変えていくか、とても考えさせられました。

中村理恵先生からは小児科の立場として「みえている」問題点を発表して頂き、少子化や経済的不安などの社会の変化が子育てに影響を与え、母乳育児とは本当は楽しくて、当為的なことですが、難しくさせている要因でもあることを踏まえ、育児に不安を感じているお母さんたちに「そのままでも良い」というメッセージを発信しつづけていく大切さを学びました。

産後ケアハウスママンちの菊地雅子さんからは、産後ケアで見えている変化を発表して頂きました。産後ケアは休息を求めている方が多いと伺いました。少し休んで、お子さんの成長発達に合わせて今後の見通しを伝える、正しい情報提供等で母乳育児が続けられるというお話を頂き、育児はみんなで行うという意味やサポートについて考えさせられました。今後は父親に対する母乳育児支援も考えていく必要があると思います。

ここ最近、私個人は母乳育児支援に対して「時代の流れ」などもあり迷いや難しさを感じていましたが、今回のフォーラムに参加してやはり栄養方法を「母乳のみ」を目指して支援する志を持ち続けて良いんだという安堵の気持ちを感じました。決して、強要ではなく、お母さんたちの「母乳で育てたい」は十人十色でしょうから、個々に合った支援で当為的な、そして赤ちゃんにとって幸せな母乳育児を続けていけるよう活動したいと感じました。参加された皆様も同様に感じられた方もいらっしゃるのではないかと思います。今後のフォーラムなどには是非、多くの方に参加して頂けたらと思います。

## 母乳フォーラム in みやぎ2024 開催まとめ

2024年10月26日(土) 13:30～NPO法人総会を兼ねて、宮城県歯科医師会館5階講堂にて開催した。今回は現地開催のみでアーカイブ配信は実施せず(プログラム詳細は当会ニュース63号をご参照ください)、参加者は25名だった。

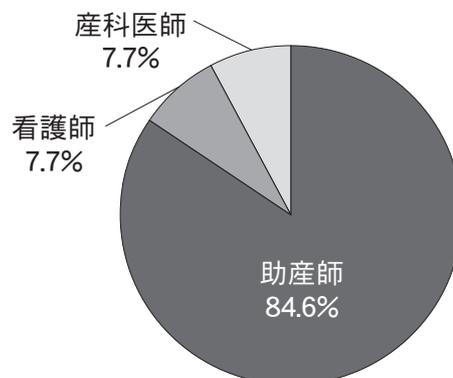
Google フォームを使用して参加者へアンケートを実施した。回答率は52%だった。アンケート結果から、テーマや演題に関しては好評であった。「意見交換」は参加者、ひいては支援者の母乳育児支援に対するモチベーションアップに寄与したと考える。今後の活動に対する意見では「父親に対する母乳育児支援」「母乳育児について知識を獲得する機会」等が挙げられており、今後の定例会やフォーラムのテーマの参考にしていきたい。また、「混合栄養を希望する母親への支援」や「他の施設での母乳育児支援(や支援方法の教育の仕方)についての本音トーク」を希望される意見もあり、ワークショップ開催について検討が望ましいと思われる。

母乳育児支援や母乳育児そのものを「すすめていく」上で、会の活動が広く周知されるような広報活動が今後の課題でもある。

### ■参加者へのアンケート結果

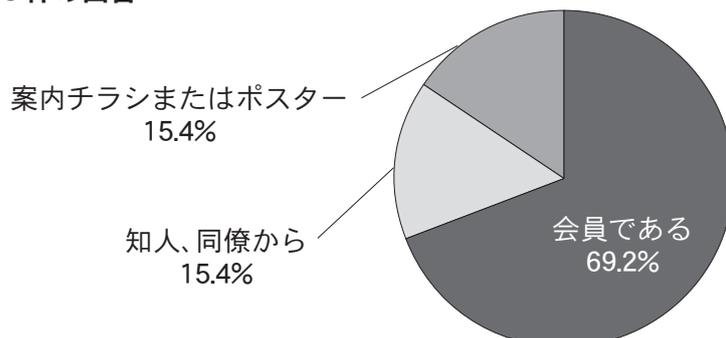
#### 1. ご職業を教えてください

13件の回答

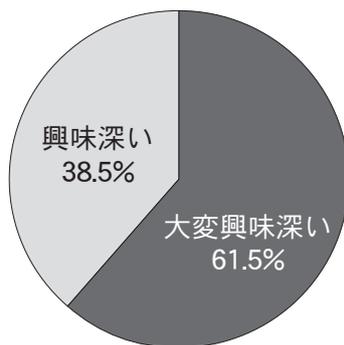


#### 2. 今回の母乳フォーラムをどこで知りましたか

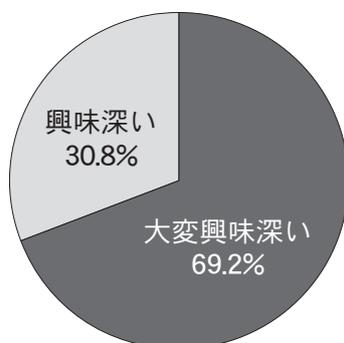
13件の回答



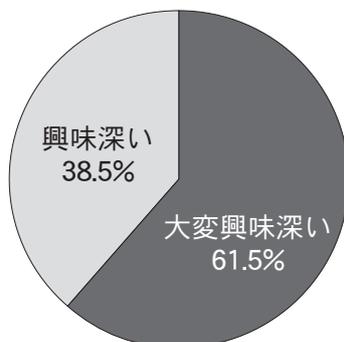
3. シンポジウムのテーマはいかがでしたか  
13件の回答



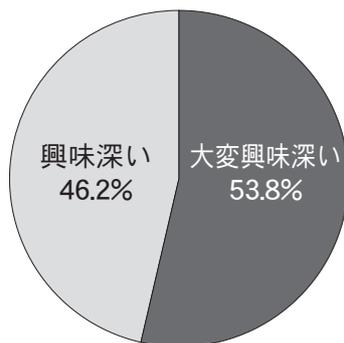
4. 演題1：宮城県母乳率調査からみえること はいかがでしたか  
13件の回答



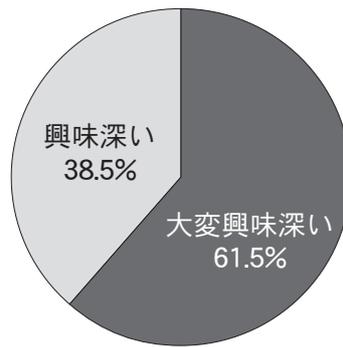
5. 演題2：当院で出産される方の母乳育児の現状と今後の課題 はいかがでしたか  
13件の回答



6. 演題3：小児科からみえる問題点 はいかがでしたか  
13件の回答



## 7. 演題4：産後ケアから見る母乳育児の変化 はいかがでしたか 13件の回答



## 8. 今回のフォーラム全体についてのご意見、感想や当会に期待、希望すること 8件の回答

- ▶ 今どきの母子を取り巻く状況を各方面からの報告があり、学ぶこと、考えることが出来て良かったと思います。母乳の会として今後どのような活動をしていくのが重要、必要かが今後の課題と思います。赤ちゃんにとって、母乳育児がいかに大切で貴重かという事をしっかり発信しつつ、寄り添う支援をこの会で、今後も語り合いたいと思いました。会員も少なくなり、会の運営は大変でしょうが、よろしくお願いします。
- ▶ よい内容なので、より多くの人に参加してもらえそうな広報活動が必要。
- ▶ 最近、母乳育児支援の方向性に戸惑いを感じていたため、この会で混合もよしとする。しかしプロとして、本当に大切な母乳という事は念頭に入れつつ、個々に合わせ優先順位を付けて支援するという事かなと少し方向性が見えて良かったと思います。自分も含め、もっと沢山の方に参加していただけるように広報活動が必要だったと感じました。
- ▶ 20分の発表時間は短いと思っていましたが、どの発表も内容がとても濃いもので、あっという間でしたが大満足です。
- ▶ お疲れ様でした。昨今の問題点が浮かび上がって来たように思います。母乳は変わらないという堺先生の言葉が、医療者にもっと広がって行ってほしいと思いました。一方で、今後、お母さんにムリさせられないから混合でいこう！というような支援にならないか、懸念が生まれました。お母さんも同様で、少し頑張っ乗り越えられる選択もあるのに、その選択がなくなってしまうのか。
- ▶ 特に後半のディスカッションがとても良い内容だったので、参加者が少なかったのは勿体なかったです。Zoomでの配信や、アーカイブ配信があると更に良かったと思います。
- ▶ 今回、フォーラムの案内が遅かったように思います。忙しいとは思いますが、もう少し早めの案内をお願い致します。今後、会員数の減少が考えられますが、細く長く活動を継続していかれることを願います。そのためにも、健全経営をお願いします。予算案では、フォーラム10万の収益予定でしたが、今回その半分にも満たないような気がしまして危惧しております。内容に関しては、身内だけで演題を出しているイメージが有りました。他の方の話も聞いてみたかったです。ただ、会場内では見知った顔もあり対面はやはり良いなと感じました。母乳率調査、ずっと継続して行って

いることに謝意を申し上げます。社会情勢から、ママを取り巻く環境が昔とだいぶ変わっています。その中で私達が何ができるのか考えさせられました。ありがとうございました。

- ▶この会だからこそ聞ける講演と会える方々に毎年元気を頂きます。母乳育児について自分自身をふりかえり、初心に戻り、母乳の良さ素晴らしさを改めて感じております。ありがとうございました。

## 9. 今後、当会主催のワークショップや定例会、フォーラムなどで取り上げて欲しい内容

### 6件の回答

- ▶定例会では、母乳育児の素晴らしさを、繰り返し学びたいです。
- ▶父親にどのような育児支援をするか。父親学級のあり方など。
- ▶父親への保健指導のあり方。
- ▶父親の育児というキーワードを深めても良いかも知れません。
- ▶混合栄養を希望する母親への支援、CST。
- ▶他の施設での母乳育児支援（や、支援方法の教育の仕方）についての本音トーク。
- ▶ワークショップ・定例会などですが告知が遅いので参加できない方もいるのでは？コロナ禍も落ち着き対面での開催を考えても良いかもしれません。定例会では、教育講演的なものが良いと思います。個人としては、授乳中の乳がんや、乳がん後の授乳、精神疾患合併の母乳育児についてなどどうでしょう。

## 「母乳育児シンポジウム発表演題」

2024年8月24日（土）、25日（日）に金沢市・金沢歌劇座にて開催された、一般社団法人日本母乳の会主催の「第32回母乳育児シンポジウム」において発表されました内容を発表者3名様のご厚意にて、掲載させていただきます。

「思いをつなぐ、未来をつなぐ母乳育児-能登を応援、金沢で語ろう」というテーマで開催された、このシンポジウムでは、富山県立中央病院の先生方が総合司会を務め、特別シンポジウム「災害と母乳育児について考える」では、坂総合病院の若澤優子さんが「東日本大震災からまなぶ」のシンポジストとしてご発表されました。また、一般演題では、「NICUでの母乳育児支援充実に向けたスタッフ教育について」（富山県立中央病院）、「BFNICU認定がスタッフに与えた影響－母乳育児支援に必要な知識と意識の変化から」（旭川医科大学病院）等の講演、発表が行われました。

8月24日（土）

- ・産後ケア利用者増加に向けた現状調査 成田 葉月 様 坂総合病院/塩竈市

8月25日（日）

- ・早期母子接触中の分娩室温度調査下における児の体温 高橋ななみ 様 坂総合病院/塩竈市
- ・予定帝王切開の早期母子接触における児の体温調査 似内 志帆 様 坂総合病院/塩竈市

の順で発表されましたものを掲載いたします。

あらためて、ご協力ありがとうございました。

**【演題名】産後ケア利用者増加に向けた現状調査****【施設名、所属名】** 宮城厚生協会 坂総合病院 4階病棟**【共同発表者】** ○成田 葉月**【目的】**

当院は2023年から産後ケア事業（宿泊型）を開始した。利用規約は、「当院で分娩し退院日から利用可能な方」としていたが、2023年度は利用者が1人であった。利用者数が少ない理由を調査し、ニーズに合ったものにつなげていくためにアンケートを実施した。

**【対象と方法】**

- ・対象：産後入院中の褥婦
- ・方法：アンケート（無記名、選択式と自由記載式、複数回答あり）

**【結果】** 集計数：30件 調査期間：2023年12月～2024年1月

- ①認知度：知っている（70%）、知らない（30%）
- ②利用について：ぜひ（0%）、機会があれば（67%）、考え中（27%）
- ③利用目的の希望：休息時間の確保（33%）、育児相談（20%）、乳房ケア（16%）、  
悩み相談（13%）、気分転換（6%）
- ④利用しない理由：育児支援者がいる（17%）、利用方法不明（20%）、経済的理由（10%）  
病院から自宅まで遠い（6%）、長期滞在不可（3%）
- ⑤追加で希望する条件：家族も宿泊可能（10%）、退院後も利用可能（6%）

**【考察】**

- ・アンケート結果から入院中の褥婦は、支援者がいれば産後ケアは必要ないと感じる人が多かった。しかし産後健診ではEPDS高値で来院する褥婦が増加しており産後ケアが有効と思われる。
- ・産後ケアの利用方法がわかりづらいことや、認知度の低さが利用者数増加につながらない要因であると考えられる。

**【結論】**

- ・産後ケアについて妊婦中から情報提供を活発に行い、多くの母親に知ってもらう必要がある。
- ・「退院後は早く家族に会いたい」との声もあったため、産後ケアの利用方法や規約を見直し工夫する必要がある。通所利用も開始検討していきたい。

**【おわりに】**

利用規約の見直しや産後ケア認知度を上げる取り組みを実施していき、利用者増加へつなげていきたい。

<伝えたかったこと>

- ・当院産後ケアの需要度や認知度（どの時期に需要が高くなるのか、どんなケアを希望しているのか、実際に利用に至らない理由はなにか等）
- ・褥婦のニーズに合った産後ケアにするための取り組み（利用規約の直し、利用方法の詳細）

<質問内容>

- ・産後ケア利用時の金額、実際の利用方法（どのように連絡するかなど）

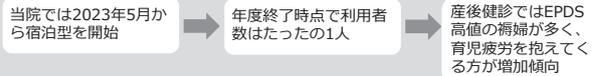
# 産後ケア利用者増加に向けた現状調査



宮城厚生協会 坂総合病院 産科病棟  
助産師 成田葉月

## はじめに

産後ケア事業とは：病産院を退院した母子が再び入院し、1週間程度、助産師などのサポートを受け休養したり育児指導を受けたりする宿泊または通所型のサービス。<sup>1)</sup>



需要はあるはずなのにどうして利用者が増えないの？  
→ 褥婦へアンケートをとることに



<倫理的配慮>  
実施したアンケート調査は個人が特定されないように無記名回収をした。

## 対象と方法

対象：産後入院中の褥婦

方法：アンケート(無記名、選択式と自由記載式、複数回答あり)

調査期間：2023年12月～2024年1月末



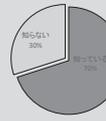
\* 当院での産後ケア利用の対象者(昨年度まで)  
→ 当院でお産された方で、退院日から継続して利用できる方のみ  
→ この規約が利用を難しくしている？



## 結果

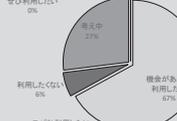
集計数：30件

### 産後ケアの認知度



7割の方が産後ケアを知っている

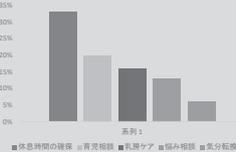
### 利用について



利用については前向きな方が多い  
・ぜひ利用したい：0%  
・機会があれば利用したい：6割以上  
・考え中：3割弱  
・利用したくない：6%

## 結果

### 利用目的の希望



1位：休息(33%)  
2位：育児相談(20%)  
3位：乳房ケア(16%)  
休みたい方が多い

### 利用しない理由



1位：育児支援者がいる(17%)  
2位：利用方法がわからない(20%)  
3位：経済的理由(10%)  
4位：病院から自宅まで遠い(6%)  
5位：長期滞在できない(3%)

● 追加で希望する条件●  
(こうだったら利用してみたいという意見はありますか?)  
① 家族も一緒に宿泊可能なら(10%)  
② 退院後は家族に早く会いたいため、帰宅した後も利用可能なら、(6%)

## 考察①(なぜ産後ケアの利用者が増えないのか)

焦点

支援者がいれば産後ケアは必要ないと感じる方が多かった。

しかし

産後健診ではEPDS高値(育児疲労を抱えて)来院する褥婦が増加しているのが現状  
産後ケア自体の需要が低いわけではない

① 支援の手が足りていると思って退院してみると、想像より自宅育児が大変で育児疲労へつなっているケースがある。

## 考察②

利用方法がよくわからない、そもそも知らないため利用できない方が多い。

早期(妊娠中から)産後ケアについて情報提供が必要

## 結論

妊娠中から産後ケアの情報提供を活発に行い、多くの母親に知ってもらう必要がある。

産後ケアの利用方法や規約の見直しを工夫する必要がある。  
(退院後は一旦帰宅して家族に会いたいという声や、帰宅後に産後ケアの需要が高まっている現状などから)

## おわりに

利用規約の見直しや産後ケア認知度を上げる取り組みを実施していき、利用者増加へつなげていきたい。



引用文献：  
1) 江藤実美(2020)『助産師基礎教育テキスト第6巻 産褥期のケア 新生児期・乳幼児期のケア』  
第1版 株式会社日本看護協会出版会

ご清聴ありがとうございました

**【演題名】 早期母子接触中の分娩室温度調査下における児の体温****【施設名、所属名】** 宮城厚生協会 坂総合病院 4階病棟**【共同発表者】** ○高橋 ななみ 大河内 悠紀**【目的】**

当院では、早期母子接触における病棟手順の見直しを機に、分娩室の室温設定を変更した。温度環境の変化に伴い、児の体温管理への影響が懸念されたため、約2年間に渡って、早期母子接触中の児の体温調査を実施した。今回、100件以上のデータを集計することができ、調査結果が得られたため報告する。

**【対象と方法】**

対象：経膈分娩で出生し早期母子接触を実施した児（下記条件を満たす）118名

〈早期母子接触の実施条件〉

- ・出生後インファントウォーマーを経由せず母の胸へ行く。
- ・30分間継続して行う（中断した時間が5分以内であれば評価対象とみなす）。
- ・皮膚乾燥、保温に努めることを前提とする。

方法：分娩室の室温を夏季は26℃、冬季は27℃に設定し、早期母子接触中の児を対象に出生後10分、20分、30分の皮膚温（腋窩）を測定する。

その他の実施方法については病棟手順書に準じ、統一とする。

**【結果】**

《室温26℃》

《室温27℃》

時期：夏季（5～10月）

時期：冬季（11～4月）

- |                       |                       |                |                |
|-----------------------|-----------------------|----------------|----------------|
| ・実施件数：51例（うち低出生体重児1例） | ・実施件数：67例（うち低出生体重児2例） |                |                |
| ・平均体温〈低出生体重児〉         | ・平均体温〈低出生体重児〉         |                |                |
| 10分：37.4±0.11℃        | 10分：37.5℃             | 10分：37.3±0.16℃ | 10分：37.3±0.06℃ |
| 20分：37.3±0.11℃        | 20分：37.3℃             | 20分：37.3±0.11℃ | 20分：37.2±0.01℃ |
| 30分：37.3±0.15℃        | 30分：37.3℃             | 30分：37.2±0.13℃ | 30分：37.0±0℃    |

**【考察】**

本調査は過去に研究が少なく、当院で実際に調査することとなった。本調査においては、夏季、冬季、低出生体重児、いずれも早期母子接触中の大きな体温変動はみられず、正常範囲を維持することができていた。このことから、分娩室での早期母子接触において、本調査の温度環境は問題なかったと考える。

**【結論】**

- ・26～27℃の室温調査結果を100件以上集計し評価することができた。
- ・分娩室での早期母子接触において、夏季26℃、冬季27℃の室温設定は問題ない。

〈伝えなかったこと〉

- ・分娩室の室温を夏季は26℃、冬季は27℃に設定することによる早期母子接触中の児の体温への影響はなく、設定温度として問題がないこと。

〈質問内容〉

- ・室温調査の中で低体温になった新生児はいたのかどうか。
- 室温調査における100件以上のデータの中で低体温になった新生児は1人もいなかった。



**早期母子接触中の分娩室  
温度調査下における児の体温**

宮城厚生協会 板総合病院  
4階病棟 高橋 ななみ

板総合病院  
ITAKA SANGYO HOSPITAL

**現状分析**

※※※※※※※※※※※※

2004年10月～当院で分娩室での早期母子接触を開始  
当初の室温設定：分娩前30℃  
早期母子接触実施時28℃  
産婦の主訴に応じて変更

厚生労働省の「各施設のSTS実施時の室温調査」(平成27年)  
26～27℃の室温に設定している施設が最も多い

変更後の室温設定：夏季(5～10月)→26℃  
冬季(11～4月)→27℃



2021年12月～2023年10月  
早期母子接触中の児の体温調査を実施  
100件以上のデータを集計

**研究方法**

※※※※※※※※※※※※

◎対象

経陰分娩で出生し早期母子接触を実施した児(前期実施条件を満たす)118名

◎実施条件

- ・出生後インファントを経由せずそのまま母の胸へ行き、早期母子接触を開始する。
- ・30分間継続して行う。(中間した時間が5分以内であれば評価対象とみなす)
- ・皮膚乾燥、保温に努めることを前提とする。

◎実施方法

分娩室の室温を夏季は26℃、冬季は27℃に設定し、早期母子接触中の児を対象に  
出生後10分、20分、30分の皮膚温(腋窩)を測定する。  
その他の実施方法については病棟手順書に準じ、統一とする。

◎調査期間

2021年12月10日～2023年10月19日



**考察**

※※※※※※※※※※※※



◀室温26℃▶

時期：夏季(5～10月)  
・実施件数：51例(うち低出生体重児1例)  
・平均体温(低出生体重児)  
10分：37.4±0.11℃ 10分：37.5℃  
20分：37.3±0.11℃ 20分：37.3℃  
30分：37.3±0.15℃ 30分：37.3℃

◀室温27℃▶

時期：冬季(11～4月)  
・実施件数：67例(うち低出生体重児2例)  
・平均体温(低出生体重児)  
10分：37.3±0.16℃ 10分：37.3±0.06℃  
20分：37.3±0.11℃ 20分：37.2±0.01℃  
30分：37.2±0.13℃ 30分：37.0±0℃

夏季、冬季、低出生体重児、  
いずれも早期母子接触中の  
大きな体温変動はみられず、  
正常範囲(36.5～37.5℃)を維持

**考察**

※※※※※※※※※※※※

新生児の体温の正常範囲⇒一般的に36.5～37.5℃

	直腸温	皮膚温
出生直後	37.5～38.0℃	36.5～37.0℃前後
低体温	36.5℃未満	35.5℃未満

◇直腸温は皮膚温に比べて1℃前後高い傾向にある



**考察**

※※※※※※※※※※※※



◀室温26℃▶

時期：夏季(5～10月)  
・実施件数：51例(うち低出生体重児1例)  
・平均体温(低出生体重児)  
10分：37.4±0.11℃ 10分：37.5℃  
20分：37.3±0.11℃ 20分：37.3℃  
30分：37.3±0.15℃ 30分：37.3℃

◀室温27℃▶

時期：冬季(11～4月)  
・実施件数：67例(うち低出生体重児2例)  
・平均体温(低出生体重児)  
10分：37.3±0.16℃ 10分：37.3±0.06℃  
20分：37.3±0.11℃ 20分：37.2±0.01℃  
30分：37.2±0.13℃ 30分：37.0±0℃

夏季、冬季、低出生体重児、  
いずれも早期母子接触中の  
大きな体温変動は  
みられず、正常範囲(36.5～37.5℃)  
を維持

分娩室での早期母子接触において、  
本調査の温度環境は適切であった



**まとめ**

※※※※※※※※※※※※

- ・26～27℃の室温調査結果を100件以上集計し、評価することができた。
- ・分娩室での早期母子接触において、夏季26℃、冬季27℃の室温設定は適切である。



**【演題名】 予定帝王切開の早期母子接触における児の体温調査****【施設名、所属名】** 宮城厚生協会 坂総合病院 4階病棟**【共同発表者】** ○似内 志帆 大河内 悠紀**【目的】**

当院では、2019年度より予定帝王切開での早期母子接触を開始し、4年が経過した。予定帝王切開に立ち会う助産師が入職1～2年目と経験年数の浅いスタッフが多く占めることから、技術面の安全性を再評価した。実施方法の見直しとして、抱き方の不安定さの一因と考えられたタオルを取り除き、帽子・肌着・おむつのみを装着する方法に変更した。それに伴い、早期母子接触中の児の低体温の可能性が問題視されたため、実施前後の体温調査を行い、体温保持の観点から、変更後の実施方法の安全性を評価した。

**【対象と方法】**

対 象：予定帝王切開にて早期母子接触を実施した新生児12名

調査期間：2023年9月～2024年4月

方 法：実施環境は室温27℃設定の手術室で、インファントウォーマー（以下、インファントとする）は80%設定である。Ap5分値と早期母子接触実施前の腋窩温をインファント上で測定し、呼吸状態の安定が確認できたら小児科・麻酔科医師の許可のもとで早期母子接触を行う。直接肌が触れ合うよう肌着を開いた状態で母の胸の上に乗せ、2～3分実施する。その後、Ap10分値と早期母子接触実施後の腋窩温をインファント上で測定する。

倫理的配慮：本研究は、看護部長の承認を得て行った。

**【結果】**

早期母子接触実施前の腋窩温の平均は $36.8 \pm 0.083^{\circ}\text{C}$ 、実施後は $36.7 \pm 0.041^{\circ}\text{C}$ であった。t検定の結果、両側p値は $0.168 > 0.05$ であり、実施前後の腋窩温に有意差は認められなかった。また、いずれの事例においても $36.5^{\circ}\text{C}$ 以下の低体温症は起こらなかった。

**【考察】**

今回の体温調査において、早期母子接触実施前後の腋窩温に有意差は認められなかった。よって、変更後の方法で早期母子接触を行ったことによる児の体温変動はなく、低体温症を起こす可能性は低いと考えられた。しかし、本研究においては対象となる母数が限られていたため、今後も体温調査を実施し安全性の評価を継続していく必要があると考える。

**【結論】**

体温保持の観点から、現時点で変更後の実施方法の安全性に問題はないと判断する。今後もデータを蓄積し、精度を上げていきたい。

<伝えたかったこと>

- ・当院での早期母子接触への取り組みを知っていただき、安全性等の妥当性や他施設での取り組みや意見を確認したかった。

<質問内容>

- ・データ件数が集まりにくかった原因について  
→周知の不備+緊急CSに移行するなど、早期母子接触が実施できない事例が想定より増えてしまったため

# 予定帝王切開の早期母子接触 における児の体温調査

宮城厚生協会 坂総合病院 4階病棟 似内志帆

公益財団法人宮城厚生協会  
坂総合病院  
SAKA GENERAL HOSPITAL

## はじめに

2014 | BFH施設認定

2019 | 予定帝王切開での早期母子接触を開始  
2023 | 技術面の安全性を再評価・実施方法の見直し

- 実施方法の変更点  
抱き方の不安定さの一因と考えられたタオルを取り除き、帽子・肌着・おむつのみを装着
- 変更に伴う問題点：早期母子接触中の児の低体温の可能性

→ 実施前後の体温調査を行い、体温保持の観点から、変更後の実施方法の安全性を評価した

## 対象と方法

- 対象：予定帝王切開にて早期母子接触を実施した新生児12名
- 調査期間：2023年9月～2024年4月



## 対象と方法

- 方法
- ・ 手術室（室温27°C設定）、インファント（80%設定）
- ・ Ap5分値の測定 STS実施前の腋窩温測定
- ・ Ap10分値の測定 STS実施後の腋窩温測定

小児科・麻酔科医師の許可のもとで開始  
直接肌が触れ合うよう肌着を開いた状態で  
母の胸の上に寄せ、2～3分実施する

Ap・体温測定はインファント上で実施

## 結果

腋窩温の平均値	
STS実施前	36.8 ± 0.083°C
STS実施後	36.7 ± 0.041°C
T検定における両側P値	0.168 > 0.05

- ◆ 実施前後の腋窩温に有意差は認められなかった
- ◆ 本事例において36.5°C以下の低体温症は起こらなかった

## 考察

今回の体温調査において、

早期母子接触実施後の腋窩温に有意差は認められなかった

↓

変更後の方法で早期母子接触を行ったことによる児の体温変動はなく、低体温症を起こす可能性は低いと考えられた

## まとめ

- 体温保持の観点から、現時点で変更後の実施方法の安全性に問題はないと判断する。
- 本研究においては対象となる母数が限られているため、今後体温調査を実施し安全性の評価を継続していく。



# 「母乳育児奮闘記」

みやぎ母乳育児をすすめる会 監事 塚 武男

## 第 25 回

### この時代の母乳育児支援者の在り方について 2024 年の母乳率調査の結果から考える

今年の 7 回目となる「みやぎ母乳育児をすすめる会」の母乳率調査で現在の母乳育児の傾向が少しではあるが把握出来たように思われます。

全体的な数字は母乳率は低下傾向にある様に見えますが、基本的に乳児期早期の母乳率はそれ程低下してはいないと考えています。つまり母親たちの母乳で育てたいという気持ちは根本としてはあまり変わっていないと思います。但し、これまでであれば完全母乳（以下完母）であったであろう母親たちが、意図的に数回の人工乳追加を行っているようです。その傾向は調査の結果に表れています。

例えば仙台市での結果では

産科退院時：A 完母 43.6%、B 母乳>人工乳 24.9%、A + B = 78.5%

一 か 月 時：A 完母 42.4%、B 母乳>人工乳 30.0%、A + B = 72.4%

二 か 月 時：A 完母 46.0%、B 母乳>人工乳 27.8%、A + B = 68.8%

であり、母乳優位の育児は 70~80% となっています。

この数字は母乳率、特に完母率が産科退院時 78.7% と高かった 2014 年頃でも 75~80% であり、それ程大きな低下ではないことが分かります。

つまり、母乳優位の育児は減ってはいないが完母が減っているのが今回の調査で分かります。この原因は育休後職場復帰するという働く母親が増えており、それが大半になっていることにあると思います。

それは、そのほとんどの母親たちの気持ちは、職場復帰後「いずれ混合になる」、または「いずれ人工乳になる」というところにあるからと思われる。現在の保育園の状況からは、凍結母乳の管理や母親の来園による授乳などは全く望めない状態であり、職場復帰、保育園となれば必ず断乳、人工乳になるということが当たり前のこととなっているからです。

これらの傾向は現在のこの国の経済的な流れに起因しており、今後改善することはないと思われま。この流れの結果として最初から完母は望まずに、それが母乳育児は行おうが混合栄養が増えるという数字として表れていると解析出来ます。

それを如実に示していたのが小児科での 8 カ月健診での調査結果であり、母乳育児を続けて来た混合栄養の母親たちの多くがこの頃に人工乳に変更しています。この頃まで 60% 以上であった母乳優位の率が 47.6% まで低下し、20% 以下であった人工乳率が一気に 40.8% まで上昇していました。これはこの時期頃から保育園の確保のために人工乳に移行するためと思われます。

現在の育児の大変さ、それは経済的なことも含めて、殆どのお子さんの保育園通園の準備等々の理

由から、出産前の母親が職場復帰を見越した自分なりのバースプランを産科に示しています。その内容は母乳育児を志向しながらも完母ではなく、将来を見越した混合栄養であり、それを変える気は無いというものの様です。それは10月のフォーラムでの坂総合病院の若澤さんの報告からも何うことが出来ました。その結果として母乳育児を望みながらも数回の人工乳を追加するというパターンが増えているということになっています。

今回の調査で見ておくべきは、この状況でも2ヶ月までの完母率は40%を超えており、30%近くは母乳優位の混合であり、70%の母親は母乳優位の育児を続けていることです。しかもプラス10%は人工乳優位ではあるが母乳を続けており、トータルでは80%の母親が何らかの形で母乳を与えていることになります。

これは現在の様な状況下にあって母乳育児を支援するものとしては朗報と受け取っていいのではないかと考えています。

しかしながら、完母と混合についてはその差異については母親は恐らく何も考慮していないようです。これは仕方ないことと考えるべきかどうかは今後の議論になると思います。

では、その様な流れの中で支援者は母子に対してどのように接すればいいのでしょうか？まず母親たちが置かれている大きな流れ、少子化につながる流れを変えることは出来ず、8ヶ月時点での母親の職場復帰を控えた保育園育児への転換は変えられません。

ここではその支援の対策として3つの点を挙げてみます。

第1には、少なくとも6ヶ月までの母乳育児の継続です。それも可能な限り完母が望ましく、そのためには2ヶ月の時点までの完母の確立を考えたいと思います。

第2には、多くの母親たちは1年間の育休を取っており、出来る限り8ヶ月ではなく12か月の育休明け直前までの母乳育児の継続を勧めることです。

第3には、職場復帰後の母乳育児の継続の支援です。朝と夜、休日の母乳を勧めます。そのポイントとして母乳の長期的効果を母親に説明することは大切であるが、それだけで母親が納得するかどうかは難しいと思います。赤ちゃん目線からの母乳継続、「お母さんおっぱいやめないで」という様な心理的なことを話し合うのがもう一つのポイントかなと思います。

さて、これまでは母乳育児に対する支援は母乳率を上げる、完母を目指す、というような総論的なもので充分であったかもしれませんが、そのような総論的な説明のみでは母乳育児の継続には最早通じない時代になっています。

どのような支援が一人一人の母親に必要なのか、そのためにどのような内容が各母親にとって必要なのか、その各論的内容が支援者の一人一人に問われていることを痛感します。

これらの事実は、かつて医療の社会でEBM (evidence based medicine) が叫ばれた頃に、それが個人を統計数字の中に埋没させてしまう方法に対してNBM (narrative based medicine) による個人の生きざま、歴史、物語の大切さが提起されてきたことを思い出しています。

尚、今回は父親の育休については敢えて言及していません。問題外とは考えていませんのでご了解下さい。

# 特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会・定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区国分町二丁目3番11号におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く国民に対して、母乳育児の推進に関する事業を行い、国民の健康の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 母乳フォーラム事業などのイベントの開催を通じての社会啓発活動。
- (2) 母乳のニュースの発行事業
- (3) インターネットやパンフレット、ポスターなどを通じた母乳育児関連情報の提供および啓発事業
- (4) 母の会の支援事業や、母乳育児中の母子および家族のサポートのために必要な事業。
- (5) 東北母乳の会などの、母乳育児などに関わる日本国内および海外の組織との協力交流促進事業
- (6) 国内、国外の一般市民や会員の母乳育児関連情報の交流促進、講演会への講師派遣、オンライン会議などの実施。
- (7) 母乳育児などに関する相談活動。
- (8) 母乳育児などに関わるCDやビデオ、書籍、冊子などの資料製作と頒布、販売。
- (9) その他、上記目的を遂行するのに必要な事業。

### 第3章 会 員

#### (種別)

第6条 この法人の正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

#### (会費等の不返還)

第12条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上

(2) 監事 1人以上

- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、若干名を上席理事、若干名を顧問とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び幹事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 上席理事は、理事のうち理事長を経験した者とし、理事会において選任する。
- 4 顧問理事は、理事のうち当法人に対して相応の寄与をした者とし、理事会において選任する。
- 5 顧問は、当法人に対して相応の寄与をした者について、理事会において選任する。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わな

なければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長、幹事、その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 前2項の開催にあたり、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）を使用することができる。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

#### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
  - 3 前項の開催にあたり、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムを使用することができる。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも理事会の15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち宮城県に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2 第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	堺 武 男
副 理 事 長	上 原 茂 樹
	高 橋 英 子
理 事	中 村 理 恵
	豊 島 紀代子
	佐 藤 梅 子
	佐 藤 祥 子
	渡 邊 孝 紀
	山 本 優 子
	嶺 崎 眞利子
	崔 佳苗実
	飯 田 富 己
	熊 谷 賀 代
	千 田 道 代
	松 井 憲 子
	青 葉 達 夫
	監 事
佐 山 恭 子	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

- (1) 正 会 員 0 円
- (2) 賛助会員 0 円

附 則 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。  
(平成22年2月2日 第13条)

附 則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。  
(平成26年2月28日)

附 則 この定款は、社員総会議決の日から施行する。  
(令和元年10月26日2018年度第13回通常社員総会議決 第55条)

附 則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。  
(令和4年2月22日)

附 則 この定款は、社員総会議決の日から施行する。  
(令和4年10月29日 第13条)

\*14条については現在審査中

住所や勤務先、お名前が変わった方、退会を希望される方は事務局までお知らせください。また、当会では情報伝達を確実かつ迅速に行い、経費を削減して皆様へ還元するため、連絡手段やニュースレターのデジタル化を進めております。メールアドレスをお知らせ頂いていない方、メールでのお知らせが届いていない方は、事務局までお知らせください。当会宛にメールでお名前・ご所属・職種をお知らせ頂くか、会費納入時に振込用紙へ記載をお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

**連絡先**

事務局：東北公済病院 母子センター

住 所：〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町2-3-11

E-mail：m.bonyu@gmail.com

**特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会**  
**理事長：青葉 達夫**  
**事務局：東北公済病院7階 母子センター**  
**e-mail:m.bonyu@gmail.com**